

肢体不自由教育シリーズ 1

肢体不自由教育の 基本とその展開

日本肢体不自由教育研究会 監修

シリーズの刊行にあたって

日本肢体不自由教育研究会は、1969（昭和44）年、肢体不自由教育における専門性を高めるために、学校現場の教員有志によって任意団体として結成されました。その目的を達成するための活動として、実践研究の成果を普及・交流するための機関誌「肢体不自由教育」の編集・発行や、日本肢体不自由教育研究大会の開催を行って参りました。

こうして日本肢体不自由教育研究会は、主として教員を対象に肢体不自由児の教育・福祉の指導実践等の研究や普及に努めてきましたが、対象とする児童生徒の障害の重度・重複化、多様化の傾向に伴って、会の構成員は教員にとどまらず、施設職員や保護者にまで広がりつつあります。

このような動向に対応して、それまでの任意団体の活動を継承するとともに、その活動基盤をより強固にするため、2002（平成14）年に、その組織を改め、「特定非営利活動法人日本肢体不自由教育研究会」として発足しました。そして、本会に肢体不自由児及び重複障害児の教育・福祉における実践に関する豊富な経験を有する専門家を結集し、これらの人々を中心に非営利団体として、これに関連する広い分野における支援活動を通じて社会に貢献するための活動を続けています。

他方、2007（平成19）年4月から、特別支援教育が制度として発足しました。つまり、障害に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「特別支援教育」への第一歩が踏み出されたのです。こうして、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、必要な教育内容を選び出し、適切な指導方法で授業を展開できる^{ざりょう}技倆を備えた教師が、より強く求められるようになっていきます。

このように、特別支援教育としての教師の専門性が問われている今日、日本肢体不自由教育研究会は、肢体不自由教育についての実践的専門性を兼ね備えた手引き書の必要性を痛感しておりました。この必要に応えるために、2002（平成14）年以降の機関誌『肢体不自由教育』に掲載された諸論考の中から、優れた論説と実践報告を厳選し加筆修正のうえ再編し、これに新たな論考等も加え、「肢体不自由教育シリーズ」として編集・刊行することとなりました。

本シリーズが、特別支援教育に携わる教職員をはじめ、広く医療・福祉・労働等の専門職、保護者、ボランティアなどの方々に対して、肢体不自由教育に関する知見を深めていただく一助になればと願っています。

2007年8月

特定非営利活動法人 日本肢体不自由教育研究会

理事長 村田 茂

はじめに

2007年4月に特別支援教育が制度として位置づけられ、一人一人の教育的ニーズに応じた学校改革の第一歩が踏み出されました。特別支援教育が推進される中で、肢体不自由教育は特別支援教育の重要な領域であり、その教育の質的向上と広がりが求められています。また、肢体不自由教育がこれまで培ってきた優れた実践的知見を特別支援教育に生かすことも重要です。

一人一人の教育的ニーズに応じた教育は、個別の指導計画の作成や自立活動の指導の展開などにより、これまでの肢体不自由教育が大切にしてきた考え方です。なぜなら、肢体不自由に知的障害や視覚障害を併せもつような幅広い子どもたちに、集団で画一的な指導は困難だったからです。そのために養護・訓練（現在の自立活動）において、一人一人の実態に応じた目標を設定し、その指導を展開してきました。

この肢体不自由教育の取り組みは、今後の特別支援教育の発展に大いに貢献しうるものと考え、その基本的な考え方と優れた実践をまとめ、肢体不自由教育シリーズ第1巻『肢体不自由教育の基本とその展開』を発刊することとしました。

本書は、特別支援学校、小学校、中学校等の教職員の方々に向け、肢体不自由教育における基本と実際をまとめたものです。本書を一読することにより、肢体不自由教育の全体像を把握し、エッセンスを知ることができます。もちろん、医療・福祉・労働等の専門職、保護者、ボランティアなど、肢体不自由の子どもたちの教育に関係のある方々にも役立つ書物となるように編集しました。

第1章では、肢体不自由教育の基本について、肢体不自由児等の実態、教育課程、指導内容・方法、自立活動、進路等、並びに特別支援教育を

踏まえた課題について取り上げました。

第2章では、教育の中核的活動である授業を中心に、個別の指導計画や個別の教育支援計画、並びに評価と授業改善について述べ、授業を支える計画と評価について紹介しました。

第3章では、肢体不自由教育における特徴的な指導について、身体の動き、視覚障害への配慮、表現等について、それらの実践的理論と指導における活用をまとめました。

その他に、肢体不自由教育にかかわる教育・福祉・労働等の分野に関する用語解説を加え、近年の教育や福祉の潮流に関しては「Coffee Break」で解説しました。

肢体不自由教育に関する知識や実践の経験が浅い方は、第1章の第1、2節をお読みいただき、その後は、必要性や興味・関心に応じて、各節や「Coffee Break」を参照する読み方もあります。また、肢体不自由教育の知識や経験の深い方は、それぞれの専門性を深めるという観点から読み進めていただき、実際に肢体不自由児等の指導に携わっている方々は、学校の教育計画や自らの授業での指導と照らし合わせながら、必要な節を読み進めるのもひとつです。

なお、2007年4月以降、学校教育法等の改正法令が施行され、特別支援教育への転換が進められました。本書では、必要な場合には、制度改正に伴う新たな用語や名称を用いましたが、その他では『肢体不自由教育』誌掲載時の用語や名称をそのまま用いています。

最後に、本書の発刊にあたり、改めて原稿の加筆修正をいただいた執筆者の方々に、心より感謝申し上げます。また、本書の出版に際してご援助いただいた慶應義塾大学出版会と、編集担当の西岡利延子氏に心よりお礼申し上げます。次第です。

2007年8月

編者しるす

第1章 肢体不自由教育の基本と課題



概説

- 第1節 肢体不自由教育の現状と仕組み
- 第2節 肢体不自由教育における教育課程と指導上の特徴
- 第3節 特別支援教育と肢体不自由教育、そして特別支援学校の役割
- 第4節 自立活動の現状と課題
- 第5節 高等部の教育課程と今後の課題

第1章 肢体不自由教育の基本と課題

概説

特別支援教育が推進されるなかで、肢体不自由教育も特別支援教育の重要な領域であり、その教育の質の向上と広がりが求められています。また、肢体不自由教育がこれまで培ってきた優れた実践的知見を特別支援教育に生かすことも重要です。

第1章では、特別支援教育の教員をめざす学生や肢体不自由教育に携わる教員にとって、肢体不自由教育の基本と、その教育を充実させていく上での課題を取り上げます。

将来を展望するためには、肢体不自由教育のこれまでの歴史的変遷や現状の課題を理解することはとても大切です。そのため第1節では、肢体不自由教育の制度的位置づけやその特徴、その変遷、特別支援教育の展開を踏まえた今後の課題を紹介します。

また、学校はその教育目標を実現するために、教育課程を編成し、適切に授業を展開することが求められています。第2節では、肢体不自由教育の教育課程と肢体不自由又は重複障害のある子どもの指導上の特徴をまとめました。なかでも肢体不自由教育において、自立活動をどのように理解して実践するのかがとても重要と考えます。

そして、特別支援教育の制度が発足し、肢体不自由養護学校の名称が特別支援学校（肢体不自由）と変更され、学校の新たな機能が期待されています。第3節では、特別支援学校の機能として、特別支援教育の地域におけるセンター的機能を含めて、期待されている役割や機能を取り上げます。

さらに、特別支援教育の独自の教育の領域に「自立活動」があります。この自立活動は、従来は「養護・訓練」と呼ばれていました。第4節では、特に特別支援学校において核となる指導の領域である「自立活動」を取り上げ、肢体不自由教育における現状と課題を解説します。

多くの特別支援学校には、小学部、中学部、そして高等部があります。大人として地域社会で生きていくことをめざして、その仕上げの段階が高等部となります。第5節では、特別支援学校高等部の教育課程や進路指導、職業教育と今後の課題を取り上げます。

第1章で取り上げた内容は、肢体不自由教育の基本であり、中心となる教育活動です。学校において肢体不自由の子どもたちが、よりよく学び、大人として生きていく力を身につけるために、より充実した肢体不自由教育の展開が期待されています。

第1節 肢体不自由教育の現状と仕組み

特殊教育から特別支援教育へと変化が著しい時代にあつて、不易と流行を見極めつつ、肢体不自由教育を一層発展させていくことが、日々の教育実践を通して求められています。その基礎として、肢体不自由教育の全体像を概観することが必要となります。

ここでは、肢体不自由教育に関する基本的な事項として、①肢体不自由教育の現状、②肢体不自由児と重複障害児の特徴、③肢体不自由教育と児童生徒の変遷、④今日的課題、を取り上げました。

1 肢体不自由教育の現状

肢体不自由教育とは、「特別支援学校（肢体不自由）」（→「用語解説」）、「小学校・中学校等の特別支援学級（肢体不自由）」、または「通級による指導（肢体不自由）」、「小・中学校等の通常学級」において、障害の状態、学習や発達の状況に応じた教育の目標・内容（教育課程）、方法や手だて、施設設備や教材教具等により、一人一人の肢体不自由児の教育的ニーズに応じて展開する教育です。

平成26年5月現在、肢体不自由に対応する特別支援学校（重複障害を含む）は全国で340校・31,814人です。特別支援学級（肢体不自由）については、小学校で2,016学級・3,205人、中学校で780学級・1,159人、通級による指導の対象者は小学校35人・中学校5人となっています¹⁰⁾。肢体不自由教育の対象となっている児童生徒の特徴として、次の3点が挙げられます。

(1) 重複障害児の在籍する割合が高いこと

特別支援学校（肢体不自由）（平成18年度までは、肢体不自由養護学校をいう）の小・中学部に在籍する児童生徒に占める重複障害児の割合（在籍者に占める重複障害児の割合）は、平成26年度で約57%¹⁰⁾です。これは、他の障害種の児童生徒を対象とする特別支援学校と比較して特に高く、この傾向は次のように一貫しています（注：平成19年度からの特別支援学校へ移行に伴い、18年度までと算定の方法が異なるために、若干の差異がある）。

昭和60年度・平成7年度・平成18年度・平成26年度において、特別支援学校（肢体不自由）の小・中学部在籍者に占める重複障害児の割合は、それぞれ53.9%・71.4%・75.3%・57.2%であり、特別支援学校全体の小・中学部在籍者全体に占める重複障害児の割合は、それぞれ、36.6%・43.8%・42.8%・37.7%¹⁰⁾となっています。

重複障害（→「用語解説」）は、肢体不自由に加えて知的障害、言語障害、感覚障害、てんかん等を伴う場合が多く、近年では呼吸障害や摂食障害も伴い、常時医療的ケア（→「用語解説」）が必要な児童生徒も、特別支援学校（肢体不自由）¹²⁾に在籍するようになってきました。一方で、肢体不自由のみの児童生徒も少数在籍していることから、児童生徒の状態像は多様化している状況にあります。このような状況は、全国的には昭和40年代後半ごろから徐々に進み始め、肢体不自由養護学校における児童生徒の障害の実態は重度・重複化、多様化としてとらえられています¹¹⁾。

(2) 特別支援学級（肢体不自由）の学級数と在籍者の増加

特別支援学級（肢体不自由）の学級数及び在籍者数が、近年増加しています。平成23年度までの学級数と在籍者数について、小学校と中学校を合わせた数は、平成元年度が383学級・1,049人、平成7年度で830学級・1,561人、平成18年度で2,313学級・3,917人、平成26年度で2,769学級¹⁰⁾・4,364人であり、平成元年度以降増加しています。

また、特別支援学級（肢体不自由）に在籍する児童生徒は必ずしも軽度の肢体不自由児とは限らず、全体としてみれば、重複障害から肢体不自由のみの障害がある児童生徒までと、多様化しています。特別支援学校（肢体不自由）に比べ、特別支援学級（肢体不自由）においては肢体不自由のみの児童生徒の割合が多い、という違いはありますが、障害の²⁰⁾重複化は特別支援学校（肢体不自由）と同様の傾向となっています。

(3) 進路に占める施設・医療機関入所者と在宅者の割合が高いこと

特別支援学校（肢体不自由）高等部卒業生の進路では、平成26年3月卒業者で、社会福祉施設・医療機関入所者¹⁰⁾とその他（進学者、教育訓練機関等入学者及び就職者以外の者で、在宅者に相当すると推測される者）の占める割合は約82.7%であり、他の障害種の生徒を対象とする特別支援学校に比べて高く、この傾向は以前より一貫しています。昭和62年3月卒業、平成7年3月卒業、平成18年3月卒業、平成26年3月卒業の特別支援学校（肢体不自由）高等部卒業生に占める社会福祉施設・医療機関入所者¹⁰⁾とその他の割合は、67.0%・77.5%・85.8%・82.7%であり、特別支援学校全体（高等部卒業生全体に占める社会福祉施設・医療機関入所者¹⁰⁾とその他の割合）は、52.9%・60.2%・69.5%・64.2%となっています。

(4) これらの背景

肢体不自由教育の対象となる児童生徒の特徴に関わる背景として、表1に示すことが挙げられ、それらが相互に影響を与えていると考え^{11) 12)}られます。具体的には、「障害が重度かつ多様化している肢体不自由の児童生徒が、可能な限り家族と地域で育ちつつ、必要な医療と福祉を受け、学校に通い、自立（→「用語解説」）と社会参加に向けて歩んでいく」という方向に状況が変化してきています。

このことは、平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画（平成

表1 児童生徒等の特徴に関わる背景

-
- ・ 整形外科、リハビリテーション学、小児科学、周産期医療等医学の進展。
 - ・ ノーマライゼーションやインクルージョン等、社会福祉や教育に関わる理念の浸透。
 - ・ 施設・病院介護から在宅介護への変化。
 - ・ 社会福祉や労働に関する行政制度の整備。
 - ・ 特殊教育から特別支援教育への変遷。
-

15～24年度)」(→「用語解説」)及び「障害者プラン(重点施策実施5か年計画)」(→「用語解説」)に目標として掲げられている事項とも方向性が一致しています。

2 肢体不自由児と重複障害児の特徴

(1) 法令等による規定

①「障害の程度」の規定

特別支援学校が対象とする肢体不自由者の「障害の程度」は、学校教育法施行令22条の3(障害の程度の規定、平成14年4月一部改正、平成19年3月一部改正)で、「一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの」、
「二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの」となっています。

また、特別支援学級(肢体不自由)は学校教育法75条(平成18年6月一部改正・平成19年4月施行)によって、通級による指導は同規則73条の21(平成18年3月一部改正)によって、それぞれ規定されています。

文部科学省初等中等教育局長通知(平成14年5月27日付け14文科初第291号

通知、その後、平成18年3月31日付け17文科初第1177号通知)により、特別支援学級の対象となる肢体不自由者は「補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの」、通級による指導の対象となる肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者は「肢体不自由、病弱者又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」となっています。

② 学習指導要領では

一方、重複障害は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月告示）」において、「複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒」（以下「重複障害者」という）となっており、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者を教育の対象とする特別支援学校に在籍し、かつ当該障害以外の障害も併せ有する者が該当します。

肢体不自由を主とする重複障害の場合は、肢体不自由と、視覚障害、聴覚障害、知的障害、病弱（身体虚弱を含む）、言語障害、情緒障害等を併せ有する者が該当します。例えば、肢体不自由と知的障害、肢体不自由と知的障害と視覚障害など、種類と程度とを組み合わせれば多くの組み合わせがあります。実際には、肢体不自由を主とする重複障害の場合は、知的障害と言語障害を併せ有する児童生徒の数が多く、その他に、視覚障害、聴覚障害、病弱（てんかん、呼吸障害や摂食障害等）などを併せ有する場合があります。

なお、他には教育分野では「¹⁸⁾重度・重複障害」という用語が、医療福祉分野では「重症心身障害児」や「重症児」、「超重度障害児（超重症児）」、「⁵⁾超重症児」などが用いられています。

表2 障害の状態からみたタイプ

-
- ・ 身体の動きに不自由さがあり、そのことにより学習上の困難が生じて、特別な教育的手だてを必要とする児童生徒等。
 - ・ 上記に加えて知的障害、視覚障害、聴覚障害や言語障害など他の障害を併せ有するために、より一層の学習上の困難が生じて、特別な教育的手だてを必要とする児童生徒等。
-

(2) 児童生徒の理解

① 多面的な理解

指導にあたっては、児童生徒等について「障害の状態」、「発達の状況」、「生活経験の広がり」の3つの視点から理解することが有益です。「障害の状態」からみれば、表2に示すように大きく2つのタイプの児童生徒になります。

また、「発達の状況」からみると、その状況はさまざまです。例えば、2人の児童生徒が一見して同じような「障害の状態」にみえたとしても、「運動」「言語」「認知」等の発達は一人一人において異なり、個人内における発達の領域間の差は大きくなっている場合があります。例えば、知的障害が伴わなくても、その児童生徒に特有の運動と認知の発達特徴から、指導上の工夫が必要となることが多くみられます。このように、「発達の状況」には幅があります。

加えて、「生活経験の広がり」を、他者と協力する等の社会性、食事・排泄・衣服の着脱につながるような日々の生活動作、読み書きや数の学習につながるような遊びを通した具体的な活動などとしてとらえるならば、保護者の養育方法、通園施設等での療育や学校教育の影響があり、児童生徒により多様な様相を呈しています。

以上のような3つの視点から、授業、遊び、家庭での様子など、でき

るだけ色々な活動の場面において、児童生徒の興味や関心を探りつつ、児童生徒の優れた面を中心に多面的に理解するよう努めることが必要となります。

㊤ 学習の状況と教育課程・指導計画

一方、学習の状況を教育の場と内容からみると、小・中学校の通常学級で当該学年の学習をしている者から、1歳未満児の行動発達に類似する内容を特別支援学校で学習している者、肢体不自由の程度が重度なため、ほとんど手足が動かせないけれども学習内容が学年相当である者、あるいは、知的障害はないが身体を使った直接的な体験が少ないために学習が遅れている者など、一人一人の学習はかなり多様な状況を呈しています。

そのため、特別支援学校（肢体不自由）では、児童生徒の学習の状況などに応じて、複数の教育課程の類型を設定しています。そして、一人一人の児童生徒のさまざまな「障害の状態」や「発達の状況」、「学習の状況」に対応するために、「個別の指導計画」（→「用語解説」）、「個別の教育支援計画」（→「用語解説」）等の計画や手だてを活用して指導を展開しています。

なお、「肢体不自由」という用語は、昭和初期に肢体不自由児療育事業の始祖とされる高木憲次（^{11) 13)}→「用語解説」）が案出した用語です。その当時用いられていた侮蔑的な表現（奇形、不具^{ぶけい}など）を避け、姿や形などの形態より機能に重点をおき、この用語になりました。「肢体」が「不自由」であるという用語には、周囲の人の視点からではなく、本人が自ら手足を動かせないという、本人の主観や意図の視点が含まれており、このことは教育を考える上でとても重要です。